

# 連結納税基礎セミナー

～専門書では分からない実務上の留意点について～

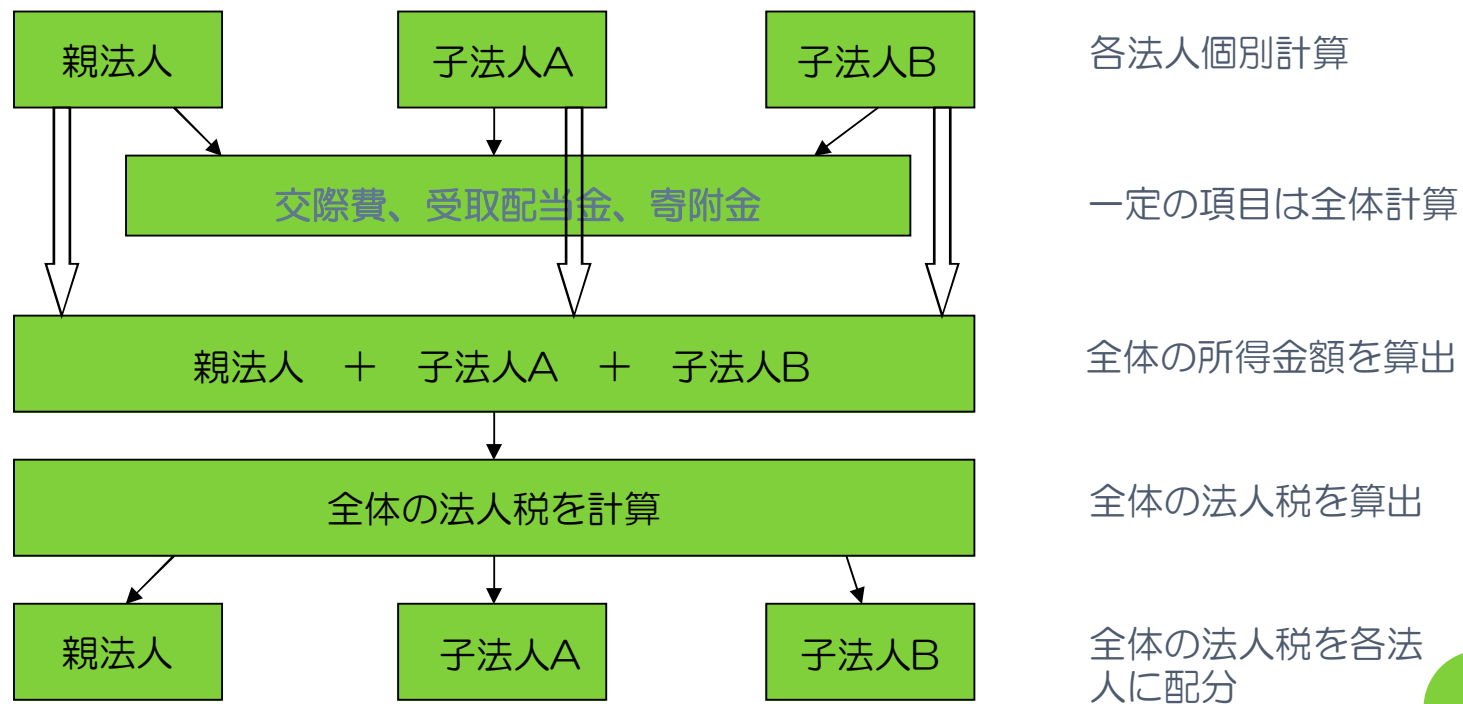


朝日税理士法人

# 前編 ～連結納税の概要～

# 1. 連結納税の計算

- 連結納税の計算は、① 各法人個別（単体）に計算 ② 一定の項目については全体で適用  
③ 全体の所得金額を算出 ④ 全体の所得で法人税額を算出  
⑤ 全体の法人税額を各法人の個別所得に応じて配分、という流れになっています。



## 2. 適用できる法人

連結納税制度を適用できる法人は以下の内国法人となります。

親法人及びその親法人に発行済株式の100%を直接または間接に保有されている内国法人（100%子法人\*孫法人含む）。

- ① 外国法人は適用不可。
- ② 親法人になれるのは普通法人及び協同組合等。
- ③ 子法人になれるのは普通法人のみ。
- ④ 他の内国法人の100%子法人となっている法人は、親法人にはなれない。
- ⑤ 保有割合の計算をする場合に、従業員持株会、ストック・オプションにより取得した株式のうち一定のものについては除外。

内国普通法人や協同組合等です。逆に言えば外国法人や公益法人等の場合はOKとなります。

### 3. メリット

- ◆ 法人税の軽減を図ることができる
  - ⇒ グループ全体で所得を計算するため、所得がマイナスの法人がある場合、プラスの法人と通算されます。
- ◆ グループ内での資金移動を行うことができる
  - ⇒ 制度上グループ内で所得がプラスの法人はマイナスの法人へ、親法人を通じて法人税相当額の資金移動を行わなければなりません。  
従って「寄附金」認定されることなく、資金援助が行えます。  
(注) 相当期間内に資金移動がされない場合には、逆に寄附金または貸付金認定される可能性があります。ただし、平成22年度税制改正により寄附金の全額損金不算入及び受贈益の全額益金不算入となりました。
- ◆ 試験研究費控除が適用できる
  - ⇒ 本来試験研究費控除は、法人税額が算出されなければ適用できない制度です。連結納税ではグループ全体で適用するため、グループ内に試験研究を専門に行い、所得がマイナスで税額が算出されない法人があった場合でも、適用ができます。

## 4. デメリット

- ◆ 適用をやめることができない

⇒ 1度連結納税を適用すると、やむを得ない事情があると認められる場合を除き取りやめることはできません。

- ◆ 連結子法人の欠損金切捨て

⇒ 特定連結子法人（「9」参照）以外の連結子法人の連結加入前の欠損金は切捨てられません。

- ◆ 事務負担の増大

⇒ 親法人及び子法人の事務負担が増えます。

- ◆ 中小法人軽減税率等の不適用

⇒ 以下の項目については親法人の資本金で適用するため、親法人の資本金が1億円超（大法人）の場合、子法人が1億円以下に該当しても、中小法人の特例は適用できません。

（逆に親法人が中小法人に該当する場合には、子法人が資本金1億円超でも適用ができます）

- 税率：25.5%
- 住民税：税率25.5%で計算した法人税額で「法人税割額」を計算する
- 貸倒引当金：実績繰入率及び経過措置を経て廃止
- 交際費：接待飲食費の50%相当額算入のみ
- 留保金課税の適用

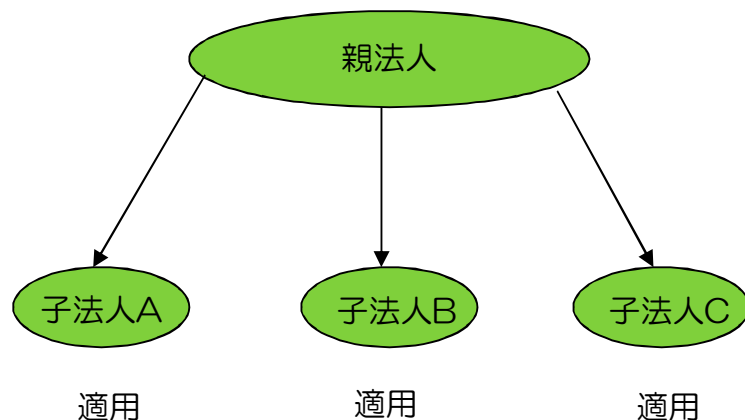
- ◆ 連結加入前の資産の評価換え

⇒ 加入前に、一定の資産につき時価による評価換えを行わなければならない、それにより所得がマイナスとなっても、欠損金は切捨てられます。

## 5. 適用と取りやめ

### ➤ 法人ごとに適用の選択ができるか？

適用しようとする親法人の100%子法人はすべて強制適用となります。従って法人ごとに適用を選択することはできません。



### ➤ 適用を取りやめることはできるか？

1度連結納税を適用すると、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、適用を取りやめることはできません。ただし以下の様な場合には不適用となります。

- ◆ 親法人が、連結納税制度を適用していない内国法人に買収されその100%子法人となった。
- ◆ 親法人が、連結納税制度の適用を受けていない法人に吸収合併された。
- ◆ 親法人が解散した。
- ◆ 100%子法人がなくなった。

## 6. 加入と取りやめの手続き

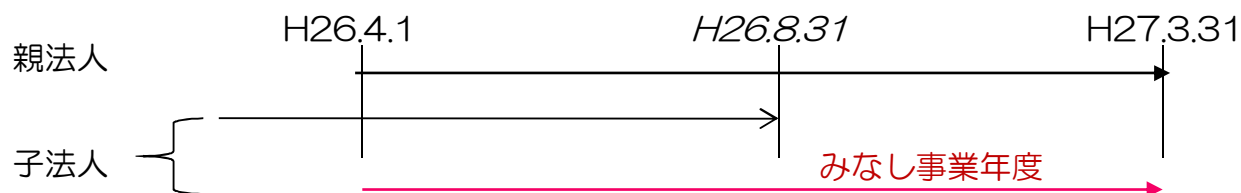
ケース	提出書類	提出期限	提出する法人
連結納税の適用開始	連結納税の承認の申請書	適用開始事業年度の開始日の3か月前 (H27.4.1開始事業年度から適用したい→H26.12.31)	親法人及び子法人
連結納税の適用開始	連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書	「連結納税の承認申請書」の提出後遅滞なく	子法人
あらたに子法人が加入する場合	完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類	完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく	親法人及び子法人
連結納税をやめる場合 (5章の取りやめ事由)	連結納税の取りやめの承認申請書	—	親法人及び子法人
子法人が離脱した場合	連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類	完全支配関係を有しないこととなった日以後遅滞なく	親法人及び子法人



## 7. 事業年度

- ◆ 連結納税の場合、親法人の事業年度を連結事業年度として適用します。したがって親法人と異なる事業年度の子法人については、親法人に合わせた「みなし事業年度」を適用します。

(例：親法人の事業年度H26.4.1～H27.3.31 子法人の事業年度H25.9.1～H26.8.31)



\* 子法人はH26.8.31に本来の決算を行いH27.3.31に連結納税のための決算を行う。

- ◆ 子法人が連結加入・離脱をする場合の事業年度  
連結加入：その子法人の期首～連結加入日前日までをみなし事業年度とし単体申告を行います。  
連結離脱：その子法人の連結離脱日前日までをみなし事業年度とし単体申告を行います。

## 8. 申告書の提出と納付

	法人税			事業税及び住民税
	申告書提出	納付	期限	提出・納付・期限
確定申告	親法人： 「連結確定申告書」 「個別帰属額の届出書」 子法人：「個別帰属額の届出書」	親法人が一括納付	提出：申請により、 4ヶ月の期限延長可 (注) (通常2ヶ月以内) 納付：2ヶ月以内	提出及び納付：各法人ごと 提出及び納期限：法人税と同様
中間申告	親法人が提出 予定申告と仮決算方式の選択可	親法人が一括納付	提出及び納付： 2ヶ月以内	提出及び納付：各法人ごと 提出及び納期限： 2ヶ月以内 * 予定申告のみ

(注) 「申告期限の延長の特例の申請書」を提出します。  
提出期限：適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

## 9. 資産の時価評価（評価換え）①

子法人が連結納税を適用する場合には、原則、連結子法人の所有する一定の資産につき、時価評価が必要となります。ただし「特定連結子法人」の場合には時価評価は不要となります。

区分		連結納税 開始時	連結納税 加入時
原則	子法人	○	○
長期保有子法人等	長期保有子法人	×	—
	連結グループ内の法人により設立された法人	×	×
	適格合併・適格株式交換により完全支配関係が生じた子法人で被合併法人・株式交換完全子法人の長期保有子法人であった法人	×	×
やむを得ない事由	単元未滿株式の買取等により完全支配関係が生じた子法人	×	×
株式移転	親法人を設立した株式移転に係る完全子法人	×	—
株式交換	適格株式交換による完全子法人	×	×

特定連結子法人

# 10. 資産の時価評価（評価換え）②

## 【目的】

連結納税制度適用前に資産の含み損益を計上し、課税関係を精算した後に連結納税を適用します。含み損益を有する法人を連結グループに加入させることにより、その含み損益を実現させ、グループ内の所得と通算させる租税回避行為を防止するためです。

## 【評価換えの必要な資産】

- ① 固定資産（自己創設のれんを含む）・土地等（棚卸資産である土地も含む）・金銭債権・有価証券（売買目的有価証券、償還有価証券を除く）・繰延資産
- ② ①のうちその含み損益が資本金等の額の1/2か1,000万円のいずれが少ない金額以上のもの

（注）評価換えによる含み損益は、連結子法人の、連結納税開始直前事業年度の申告書に反映させます。

反映させた結果欠損金が発生しても、その欠損金は切捨てられます。

## 1 1. 連結親法人の資本金の額により適用が異なる項目

項目	資本金の額 1 億円超	資本金の額 1 億円以下
法人税率	25.5%	年800万円以下 15% 年800万円超 25.5%
特定同族会社の留保金課税	連結親法人が特定同族会社に該当する場合には適用	適用なし
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	① 試験研究費の総額に係る税額控除制度 ② 大学、公的機関等との共同研究・委託研究に係る税額控除制度 ③ 試験研究費の増加額等に係る税額控除制度	④ 中小企業技術基盤強化税制 (中小企業者に係る試験研究費控除)  (留意点) ・ 中小企業者(注)に限られる
貸倒引当金	① (一括評価) 実績繰入率 ② 経過措置を経て廃止	① (一括評価) 実績 or 法定繰入率 ② 今後も適用される
交際費等の損金不算入	接待飲食費の50%相当額算入	定額控除限度額と接待飲食費の50%相当額の選択可

(注) 資本金の額が1億円以下の法人のうち、次に該当するものは除かれる

- ① 同一の大規模法人(資本金の額が1億円超)に資本金の額の1/2以上を所有されている
- ② 2以上の大規模法人に資本金の額の2/3以上を所有されている

## 1 2. 控除所得税・利子割の処理

- 連結控除所得税額
  - ① 全額が控除対象とされる所得税額（預貯金利子等）。  
その所得税額の合計額となる
  - ② 元本所有期間の按分計算を要する所得税額については、次のいずれかの方法を選択して計算する（株式に係る配当等）。  
個別法・・・単体納税同様、各連結法人ごとに計算  
簡便法・・・連結グループ一体として計算
- 控除利子割  
単体納税同様、各連結法人ごとに計算する。

（注意！）「控除所得税額」については、全体計算実施後でないと申告書に数値が反映されません。

## 13. 受取配当等の益金不算入（全体で計算）

- 制度

益金不算入額はグループ全体で計算→益金不算入の個別帰属額については按分計算

- ポイント

(1) 連結グループ内の法人からの受取配当金については全額益金不算入とする

(2) 株式等の保有割合の判定（発行済株式等の25%以上を、配当等の支払効力発生日以前6ヶ月以上引き続き保有しているか）は、連結グループ内法人の持分を合算して判定する

(3) 控除負債利子の計算

① 連結グループ内法人相互間で支払う負債利子は計算から除く

② 上記①の元本である負債の額は連結総資産の帳簿価額から除く

$$\left( \begin{array}{l} \text{連結負債利子総額} \\ \Delta \text{グループ相互間で支払う負債利子} \end{array} \right) \times \frac{\text{期末株式等の帳簿価額の合計額}}{\begin{array}{l} \text{連結グループ総資産の帳簿価額の合計額} \\ \Delta \text{グループ負債利子の元本} \end{array}}$$

- 受取配当等の益金不算入個別帰属額

$$A \times \frac{B}{C}$$

A・・・連結ベースの受取配当等の益金不算入  
B・・・連結法人が受ける株式等に係る配当等の額  
C・・・各連結法人が受ける株式等に係る配当等の額の合計額

(注) 連結納税では「基準年度実績による負債利子等の額の計算（いわゆる簡便法）」は適用できない

## 14. 貸倒引当金

- 制度

連結納税においても各法人ごとに計算する

- ポイント

- ① 引当金設定対象の債権から、連結納税グループ内相互間の債権は除く
  - … グループ内の債権が含まれて限度額が計算されている場合には、その分は繰入超過額となる
- ② 実績繰入率の算定につき、連結納税グループ内相互間の債権・貸倒損失は除く
  - … ただし前3年間のうち単体納税の期間がある場合には、その年分については除く必要はなし
- ③ 連結親法人が中小法人に該当する場合、法定繰入率と実績繰入率の比較検討をする
  - … 連結親法人が大規模法人に該当する場合には、連結子法人が中小法人に該当しても、実績繰入率しか適用できない
- ④ 連結親法人及び子法人が、同一の債務者に対する債権がある場合に、個別評価金銭債権に該当するかどうかの判定
  - … 各連結法人ごと判定する
- ⑤ 廃止に伴う経過措置の適用（「11. 連結親法人の資本金の額により適用が異なる項目」参照）



## 15. 単体と連結の違い（税金計算）

### 【単体】

項目	親法人	子法人A	子法人B
当期利益	50,000	20,000	△40,000
所得金額	70,000	30,000	△80,000
法人税（税率 25.5%）	17,850	7,650	0

### 【連結】

項目	親法人	子法人A	子法人B	合計
当期利益	50,000	20,000	△40,000	30,000
所得金額	70,000	30,000	△80,000	△20,000
法人税（税率 25.5%）	17,850	7,650	△20,400	5,100

親法人→**5,100**円を「法人税として国へ納付」、**12,750**円を「子法人Bへ支払う」  
子法人A→**7,650**円を（親法人を通じて）「子法人Bへ支払う」  
子法人B→**12,750**円を親法人より、**7,650**円を（親法人を通じて）子法人Aより受取る

## 16. 勘定科目と仕訳

勘定科目	内容
B/S 未払法人税等・未収還付法人等 未払金・未収入金	親：法人税、源泉所得税 親及び子：事業税、住民税、還付利子割  親及び子：連結法人税個別帰属額
P/L 法人税等	親及び子：上記の税目すべて（連結法人税個別帰属額も含む）

法人	借方	貸方	金額	備考
親法人	法人税等	未払法人税等	5,100	親 → 国
	法人税等	未払金	12,750	親 → B
	未収入金	法人税等	7,650	A → 親
	法人税等	未払金	7,650	親 → B
子法人A	法人税等	未払金	7,650	A → 親
子法人B	未収入金	法人税等	12,750	親 → B
	未収入金	法人税等	7,650	親 → B

グループの法人税は5,100

## 17. 地方税との関係（事業税及び住民税）

地方税には連結納税は適用されません。ただし、事業税は「個別所得金額（連結所得の各法人の帰属額）」、住民税は「連結法人税個別帰属額（連結法人税額の各法人の帰属額）」をベースに計算します。

【子会社は「非特定連結子法人」に該当、「非特定繰越欠損金」21,000あり】

連結納税	子会社
所得	19,000
税額（所得×25.5%）	4,845

非特定連結欠損金21,000は切捨てられた

【事業税】

個別所得金額	19,000
個別欠損金控除額	△19,000
事業税所得金額	0

2,000は翌期へ繰越

【住民税】

連結法人税額	4,845
控除対象個別帰属調整額	△4,845
個別帰属法人税額	0

510は翌期へ繰越  
 $*21,000 \times 25.5\% = 5,355$   
 $5,355 \triangle 4,845 = 510$

## 18. 申告書の提出

【法人税】親法人の所轄税務署へ「連結確定申告書」「（親法人及び子法人の）個別帰属額の届出書」、各子法人の所轄税務署へ「（各子法人の）個別帰属額の届出書」を提出します。

【地方税】各法人の所轄地方自治体へ提出します。

	親法人	子法人
法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>連結確定申告書一式</li> <li>添付書類</li> <li>個別帰属額等の一覧表</li> <li>連結親法人分 個別帰属額の届出書一式 (各申告書別表)</li> <li>決算書 勘定科目の内訳書 他 明細書、証明書 など</li> <li>連結子法人分 個別帰属額の届出書一式 (各申告書別表)</li> <li>決算書 勘定科目の内訳書 明細書、証明書 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別帰属額の届出書一式 (各申告書別表)</li> <li>決算書 勘定科目の内訳書 他 明細書、証明書 など</li> </ul>
事業税・住民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6号・第20号様式一式</li> <li>添付書類</li> <li>個別帰属額の届出書</li> <li>別表四の二付表</li> <li>外形標準課税で必要な書類 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6号・第20号様式一式</li> <li>添付書類</li> <li>個別帰属額の届出書</li> <li>別表四の二付表</li> <li>外形標準課税で必要な書類 など</li> </ul>

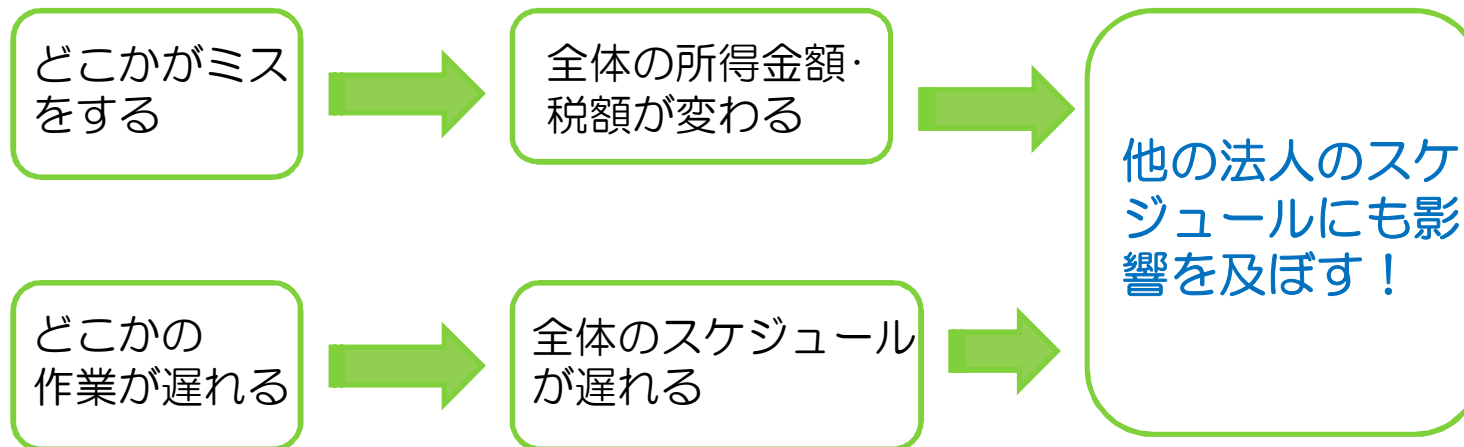
後編

～実務のここだけの話～

# 1. もっとも重要なこと

前編「1.連結納税の計算」のとおり、「全体で計算」をすることが連結納税の最大の特徴となります。

したがって、各子法人の作業状況が全体のスケジュールを大きく左右します。あらかじめ見積もったスケジュール通りに各法人の作業を進めるためには、**余裕を持った事前準備がかかせません。**



## 2. ミーティング

関係者ミーティングでは、次の準備事項について話し合いをします。

準備事項	打合せ内容
体制	各社の担当窓口となる者の決定、人員の補充、作業分担、各法人の情報共有の方法（連結納税計算結果の通知を含む） など
事業年度	親法人と事業年度が異なる場合の、統一するかどうか など
スケジュール	事前準備から確定申告書提出までのスケジュール。いつ何をすべきか決定し、もれなく実行することが最大のポイント。
会計処理の統一	親法人と同一の会計処理にするかどうか
連結納税開始時の時価評価資産	時価評価すべき資産の洗出しと、評価すべき場合の時価の決定方法など
税効果会計	連結納税導入による回収可能性の判断 など

※事業年度、会計処理、別表調整方法及び項目名称等がバラバラの場合、ミスや手間の要因となりやすいため、統一した方がよいと思われます。

### 3. 体制作りのこと

連結納税の性質上最低でも2社あり、通常はそれ以上の社数があります。

会計事務所でグループ全体を請け負う場合の担当者の割当ては、決算申告作業をスムーズに進めるカギとなります。

親会社は…

- ① 全体計算の実施及びハンドリングを行う
- ② 「ホールディングス体制」を採る会社が多いため、会計上有価証券等の評価が必要な資産があるケースが多い

したがって、ベテランスタッフを担当とするのが好ましいです。

例：親法人含めグループで7社ある場合

担当	メリット	デメリット	選択ポイント
親：1人 子：1社×6人 (計7人)	1人あたりの負担量が少ないので、早くできる	7人いるため、情報共有やハンドリングが難しい	スケジュールに余裕がない法人（上場企業など）
親：1人 子：2社×3人 (計4人)	1人あたりの負担量が増加するので、遅くなる	人数が少ないため、情報共有やハンドリングがしやすい	比較的スケジュールに余裕がある法人

※単体納税より工数が1.5倍はかかります。

また「早い計算」のためには**連結納税システムの選択もポイントです！**

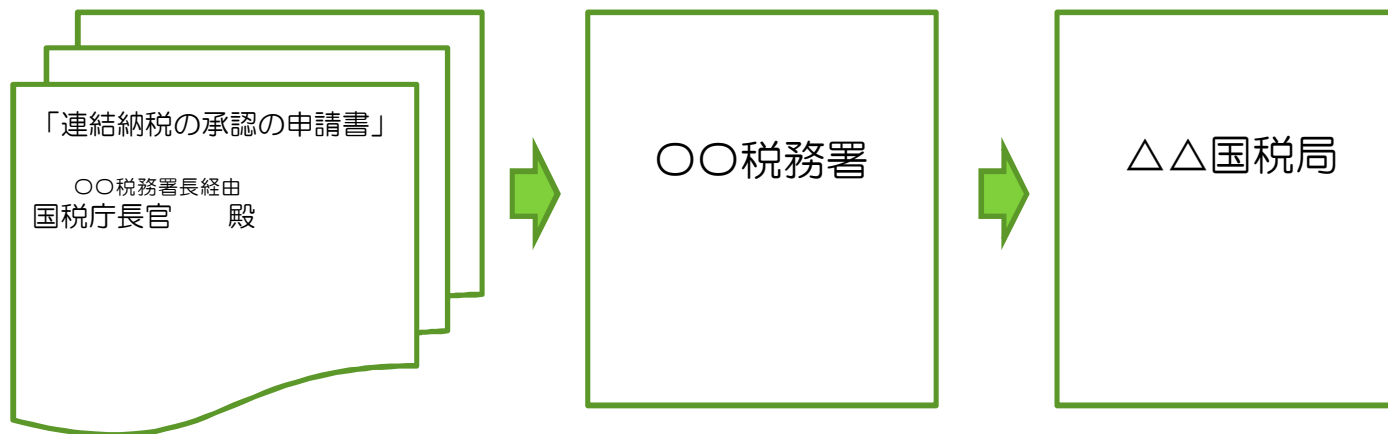


## 4. 「連結納税承認申請書」を提出したあとは？

1) 「連結納税の承認の申請書」を提出した後承認されるまで、対応はケースバイケースとなります。以下は実際にあった事例です。

- ・ 特に何もなく「法人整理番号」の通知書が届いた
- ・ 国税局から内容問い合わせの電話があった
- ・ 親法人の所轄税務署の担当官の訪問ヒアリングがあった
- ・ 国税局から「承認」の電話があった

2) 承認申請書提出から承認が下りるまで、約2か月かかります。



## 5. 連結納税申告書作成の方法

段階	作業内容	留意点
ステップ1	各社データ入力及びチェック (「受取配当等の益金不算入」がある場合にはステップ5以降も続く) *基本的には単体納税と同様	所得税額控除等の全体計算をするものは、自社の入力した数値のみのチェックでOK
ステップ2	全体計算実施	実施前に子法人担当者から親法人担当者へ、自社チェック完了の報告をする
ステップ3	全体計算後のチェック	全体計算前後で、どこが変わったか確認する
ステップ4	税金仕訳の計上／申告書の書き換え	前編「16. 勘定科目と仕訳」参照
～ 終了 ～		
ステップ5	「受取配当等の益金不算入」の「総資産の帳簿価額」の金額を書き換える	受取配当等の益金不算入の金額が変わる
ステップ6	2回目全体計算実施	ステップ2同様
ステップ7	全体計算後のチェック	ステップ3同様
～ 終了 ～ (仕訳は入れない!)		

## 6. 個別帰属額の受払い

	未払金 (連結納税個別帰属額)	実際の支払額	残高
貸借対照表	10,000	△10,000	0
別表五の二(二)付表	10,100	△10,000	100

税金の計上 : 法人税等 / 未払金 10,000 → 100の端数は切捨てて計上した  
 個別帰属額の支払 : 未払金 / 現預金 10,000 → 貸借対照表計上額どおり精算した

### 【別表五の二(二)付表】

連結事業年度	期首現在 未決済額	当期発生額	当期中の決済額		期末 ①	+	未決 ②	-	現済 ③	-	在額 ④
			支払額	受取額							
			③	④							
25.4.1~26.3.31	10,100		10,000								100 *受払いされていない

# 7. 青色申告との関係

別添(一)の二(一)各欄に事業年度の経理書類を添付し、普通法法人を申請する場合は、普通法法人を申請する旨を記載する。

平成 年 月 日  
税務署長宛

事業年度分  
平成 年 月 日

申告書  
平成 年 月 日

1 所得金額又は欠損金額 (請求額(4)の①)	16	十	万	千	円	0	0	0
2 法人税 (14)又は(17)	17							
3 法人税額控除 (14)-(17)	18							
4 所得金額 (16)-(18)	19							
5 法人税額 (17)-(18)	20							
6 法人税額控除 (17)-(18)	21							
7 法人税額 (17)-(18)	22							
8 法人税額 (17)-(18)	23							
9 法人税額 (17)-(18)	24							
10 法人税額 (17)-(18)	25							
11 法人税額 (17)-(18)	26							
12 法人税額 (17)-(18)	27							
13 法人税額 (17)-(18)	28							
14 法人税額 (17)-(18)	29							
15 法人税額 (17)-(18)	30							
16 法人税額 (17)-(18)	31							
17 法人税額 (17)-(18)	32							
18 法人税額 (17)-(18)	33							
19 法人税額 (17)-(18)	34							
20 法人税額 (17)-(18)	35							
21 法人税額 (17)-(18)	36							
22 法人税額 (17)-(18)	37							
23 法人税額 (17)-(18)	38							
24 法人税額 (17)-(18)	39							
25 法人税額 (17)-(18)	40							
26 法人税額 (17)-(18)	41							
27 法人税額 (17)-(18)	42							
28 法人税額 (17)-(18)	43							
29 法人税額 (17)-(18)	44							
30 法人税額 (17)-(18)	45							

別添(一)の二(二)各欄に事業年度の経理書類を添付し、連結法法人を申請する場合は、連結法法人を申請する旨を記載する。

平成 年 月 日  
税務署長宛

連結事業年度分  
平成 年 月 日

申告書  
平成 年 月 日

1 所得金額又は欠損金額 (請求額(4)の①)	16	十	万	千	円	0	0	0
2 法人税 (14)又は(17)	17							
3 法人税額控除 (14)-(17)	18							
4 所得金額 (16)-(18)	19							
5 法人税額 (17)-(18)	20							
6 法人税額控除 (17)-(18)	21							
7 法人税額 (17)-(18)	22							
8 法人税額 (17)-(18)	23							
9 法人税額 (17)-(18)	24							
10 法人税額 (17)-(18)	25							
11 法人税額 (17)-(18)	26							
12 法人税額 (17)-(18)	27							
13 法人税額 (17)-(18)	28							
14 法人税額 (17)-(18)	29							
15 法人税額 (17)-(18)	30							
16 法人税額 (17)-(18)	31							
17 法人税額 (17)-(18)	32							
18 法人税額 (17)-(18)	33							
19 法人税額 (17)-(18)	34							
20 法人税額 (17)-(18)	35							
21 法人税額 (17)-(18)	36							
22 法人税額 (17)-(18)	37							
23 法人税額 (17)-(18)	38							
24 法人税額 (17)-(18)	39							
25 法人税額 (17)-(18)	40							
26 法人税額 (17)-(18)	41							
27 法人税額 (17)-(18)	42							
28 法人税額 (17)-(18)	43							
29 法人税額 (17)-(18)	44							
30 法人税額 (17)-(18)	45							

【青色申告】  
法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ、保存しなければならない。

【連結納税】  
連結事業年度において、帳簿書類の備え付け、記録又は保存が法定の定めに従って行われることが見込まれる。

∴連結納税においても青色申告の特典(欠損金繰越等)が適用される

## 8. 連結加入前のみなし決算申告（子法人）

あらたに連結納税グループに加入することとなった法人は、加入日前日を期末日として、単体申告を行います。

### 1) 申告書提出期限（法人税、事業税、住民税）

期末日の翌日（加入日）から2か月以内となります。ただし「申告期限の延長の特例の申請書」が提出されている場合には、3か月以内となります。

「加入前の時価評価」がある場合には、申告書作成に時間がかかる可能性があるため、延長申請書を提出した方がよいと思われます（提出期限：事業年度終了の日）。



### 2) 消費税申告について

消費税には連結納税は適用されません。

しかし「消費税の課税期間＝法人税の事業年度（みなし事業年度を含む）」となっているため、消費税申告書の提出も必要となります。こちらは「提出期限の延長特例」はありません。

### 3) 加入日が月の途中の場合（加入時期の特例）

加入日が「3日」「10日」などのように「1日」でない場合（みなし事業年度末日が月の途中となる場合→月次決算と異なる場合）、**「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」**の「5 連結納税の加入時期の特例を適用する旨の記載事項」に記載することにより、加入日の属する月の末日を事業年度終了日として、申告することができます。

\*上記は「連結納税の加入」が前提となっているため「親法人を設立した株式移転に係る完全子法人」など、「加入」でない場合には適用できません。

## 9. その他の気になること

### 1) 時価評価について

「連結納税加入前の時価評価」で「時価の算定をどうするか」、という問題があります。  
たとえば土地の場合、以下の方法が考えられます。

- ① 専門家に鑑定評価をしてもらう
- ② 固定資産税評価額 ÷ 0.7 で計算する
- ③ 路線価 ÷ 0.8 で計算する



### 2) 四半期決算を行う場合

クライアントが四半期決算を実施している場合には、  
四半期ごとに「連結納税計算による税額」を算出するのが一般的です  
(この場合、年に4回計算することになります)。

### 3) 税務調査

臨場、書面にかかわらず、原則、グループ全社が対象となります。

### 4) 申告書の提出

前編「18.申告書の提出」のとおり添付書類が多くあり、セットするだけでかなりの時間を要します。  
また「量」が多いため書留による郵送が難しく、持込み提出となります。  
電子申告でセット及び提出する手間を省くのが効率的です。